

(案)

電力供給契約書

堺市（以下「発注者」という。）と供給者（以下「受注者」という。）とは、市立共愛こども園ほか8園で使用する高圧電力の供給に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電力を継続して、安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電力の供給を受け、自己の必要に応じて使用するものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 市立共愛こども園ほか8園で使用する高圧電力の供給
- (2) 契約電力
 - ア 契約電力（常時電力） 別紙1のとおり
 - イ 予定使用電力量 別紙1のとおり
- (3) 契約金額 別紙2 契約料金表（以下「料金表」という。）のとおり
なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。
- (4) 需要場所 市立共愛こども園ほか8園（別紙1のとおり）
- (5) 契約期間 令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで
- (6) 供給仕様等 仕様書のとおり
- (7) 契約保証金 要（落札金額に12を乗じた額の100分の10以上）。ただし、堺市契約規則第30条の2に該当するときは免除することがある。
- (8) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面により、これを行う。
- (9) この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- (10) この契約に規定する金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (11) この契約は、日本国の法令に準拠する。
- (12) この契約により生じた権利義務に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権の譲渡により得た資金をこの契約の業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(機密を守る義務)

第4条 発注者及び受注者は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第2条第5号に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約電力の変更)

第5条 第2条第2号に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを変更することができるものとする。この場合、第2条第3号に規定する基本料金（以下「基本料金」という。）については、発注者と受注者とが協議の上、変更後の契約電力に応じてこれを変更するものとする。

- 2 発注者が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は第2条第2号に掲げる契約電力をただちに適正なものに変更するものとし、受注者が定める約款に規定のある場合は受注者に超過金として支払うものとする。

- 3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月固定の日（月末日を含む）に計量するものとし、当該日の0時から次月の当該日の前日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に計量器により記録された値により計量するものとする。当該日に計量を行うことができない場合は、協議の上決定された日に行うものとする。

(代金の支払等)

第8条 受注者は、月毎に料金表に規定した基本料金単価、電力量料金率より計量期間にかかる電力料金を算出し（以下「代金」という。）、計量期間の翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入するものとし計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、受注者が定める約款にある支払日までに受注者に代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、前項に規定する支払日までに代金を支払うことができなかったことによる料金については、受注者が定める約款の規定に基づき受注者に支払うものとする。

4 発注者は、何らかの事由により請求書の受理が遅れ、支払いが遅延するおそれが生じた場合は、すみやかに受注者にその旨を連絡するとともに、その請求書による代金の支払日等について、発注者と受注者とが協議の上、あらためてこれを定めるものとする。

5 発注者は、第1項に規定する請求書を受理した後、その請求内容又は請求書の全部又は一部に瑕疵があると認めたときは、受注者に対しその事由を明示して、当該請求書を返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、受注者が是正した請求書を発注者が受理した日までの期間、支払日を延長するものとする。

(接続供給契約等の義務)

第9条 受注者が、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、自己と堺市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者との間に、自己がこの契約に基づき電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(臨機の処置)

第10条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

(損害の負担)

第11条 受注者は、受注者の責に帰す事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者(発注者の職員を含む。)に損害を与えたときは、発注者の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償する責に任ずる。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 本契約に関して受注者又は受注者の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 受注者について、破産、民事再生、会社更生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、受注者の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約解除を行った日が属する年度にかかる契約金額(単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額(以下「予定総額」という。))の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- （受注者の契約解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。

（協議による契約解除）

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第15条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（単価契約の場合は、第8条第2項の規定により支払った契約代金。以下この条において同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を

経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
 - (4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、受注者が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
 - (5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）をしたとき。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。
- 2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者が受注者に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第16条 発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（変更の届出）

第17条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届出なければならない。

（疑義等の決定）

第18条 この契約に定めのない事項については、料金表及び仕様書並びに受注者が定める約款によるものとし、これらに定めがないとき又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

（契約不適合責任）

第19条 発注者は、契約の履行の成果物（成果物がない場合については、履行した業務）が契約不適合であるときは、受注者に対してその不適合の修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。

- 2 前項の規定により不適合の修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の成果物の引渡し日（成果物の引渡しがない場合については、業務が完了した日）から1年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間について別紙仕様書等で特別の定めをした

場合は、その仕様書等の定めるところによる。

- 4 第1項の規定は、契約の履行の成果物の不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第20条 この契約に関し紛争が生じた場合は、発注者と受注者との協議により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約保証金)

第21条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

- 2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

- 3 契約保証金には利子を付さない。

(契約の変更等)

第22条 発注者は、翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。また、契約期間中に消費税等の税率が変更された場合は、契約代金について変更契約を締結する場合がある。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金（単価契約の場合にあっては発注総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(違約金等への充当)

第24条 第12条の2第1項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第

12条の2第1項に規定する違約金に充当することができる。この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(危険負担等)

第25条 業務が完了する前(成果物がある場合にあっては当該成果物の引渡し前)において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(相殺)

第26条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第12条各号、第12条の2第1項第2号又は堺市契約規則第43条各号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第8条第2項の契約代金とを相殺することができる。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺市
代表者 堺市長 永藤 英機



受注者 住 所
名 称
代表者